

仁愛女子短期大学 奨学寄附金取扱規程

(目的)

第1条 仁愛女子短期大学(以下「本学」という。)における奨学を目的とする寄附金(以下「寄附金」という。)の取扱について、福井仁愛学園経理規程及び本学の諸規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの基準)

第2条 寄附金は、寄附目的及び寄附条件が本学の事務・事業に支障がないと認められるものを受け入れることができる。

2 前項に該当する場合であっても、寄附金に次の各号に掲げる条件が付されている場合は、その寄附金を受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることにより財政負担が伴うもの。
- (6) その他学長が特に本学の業務遂行上支障があると認めるもの。

(受入れの決定)

第3条 別紙様式1により寄附者より寄附の申込みがあったとき、事務長(以下「経理責任者」という。)は、その内容が第2条に定める目的及び条件を満たしているか否かを確認し、学長に報告する。

2 学長は、申し込みの内容を確認し、受入れの可否を決定する。

3 前項の寄附金の受入が決定したときは、経理責任者は速やかにその旨を経理課長(以下「金銭出納責任者」という。)に連絡するものとする。

(受入れの手続)

第4条 金銭出納責任者は、前条の連絡を受けたときは、別紙様式2により振込依頼書を寄附者に送付するものとする。

2 寄附者には、特定公益増進法人証明書の写を発行する。

(寄附金の使途)

第5条 学長は、奨学寄附金の受け入れを行った場合は、寄附金の目的に応じた教育、研究等の経費に充てるものとする。

(寄附金の使途変更等)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金の使途の変更を行うことができる。

- (1) 奨学寄附金の残額が著しく少額になった場合。
- (2) 奨学寄附金による研究を担当する教員(以下「研究担当者」という。)が指定されている奨学寄附金について、当該研究担当者の転出、死亡、退職等により、当該指定を変更する場合。

(寄附金の受払報告)

第7条 金銭出納責任者は、毎会計年度寄附金についての受払報告書を作成し、学長に提出する

ものとする。

(事務)

第8条 奨学寄附金に関する事務的事項は、経理課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行する。